

工事書類の簡素化一覧表(案)

①電子メール及びファイル交換サービスによる提出を可とする書類(紙による提出も可)

工事段階確認申出書、工事中間検査申出書
工事打合簿
施工計画書、変更施工計画書
退職金制度届出書
段階確認、中間検査の立会写真
工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書
その他、監督員宛の書類

- ・上記以外の提出においても、別添「富山県農林水産部 土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」のとおり、電子メール及びファイル交換サービスを活用できる。
- ・添付書類は極力最小限とすること

②情報共有システム(ASP)を利用する場合

情報共有システムを使用する場合、電子データで提出することができる。

③改めて提出を要しない書類

中間検査 出来形管理図	中間検査時に提出した出来形管理図は、改めて提出を要しない。 ^{※1} ただし、完成時までには、出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
-------------	---

※1: 中間検査済み管理図については、完成時の管理図目次等に「中間検査参照」と記載。

④再提出の省略可とする書類

段階確認 出来形管理図 段階確認 品質管理資料 中間検査 品質管理資料	段階確認時に提出した出来形管理図、品質管理資料及び中間検査時に提出した品質管理資料は、再提出の省略可とする。 ^{※2} ただし、完成時までには、出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
---	--

※2: 再提出を省略する場合の段階確認済み管理図、段階確認品質管理資料、中間検査品質管理資料は、完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。

⑤提出を要しない書類

工期変更時、変更契約時の工事工程表
数量のみ変更の場合の変更施工計画書

⑥その他

発注者及び受注者は、「富山県農林水産部 土木工事請負契約に係る主要書類一覧表【参考資料】」を参考として、工事書類の簡素化に努めること。